

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No.29
2013/5



多摩地区法律相談センターを一層利用しやすくするために!

多摩地区市民の皆様には、日頃、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきありがとうございます。前号に続き、今期中頃に発足予定の新たな取り組みをご紹介致します。なお、発足時には改めてご案内いたします。

1. 電話ガイド

専用電話番号にお電話いただくと、弁護士による10分程度の法律ガイドを受けることができます。

2. ドメスティックバイオレンス法律相談の初回相談無料化を準備中です

DV被害者は、経済的に困っている場合が多い為、有料相談を受けることが難しく、関係機関からも有料では紹介しづらいとの話が聞かれていました。紛争の初めには特に、DV相談担当弁護士の相談を受けることが役に立ちますので、相談者の方の資力に関わらず、初回相談を無料とするために規則を改正中です。二度目以降は、相談者の方の資力により、有料相談、或いは法テラスの無料相談制度を利用することになります。

3. 再相談無料券

これは、弁護士会派遣弁護士による自治体の法律相談において、再相談の必要があると相談担当弁護士が判断した場合には、相談者の方の資力に関わらず、多摩地区法律相談センターで「再相談無料券」を発行する仕組みです。相談者の方は、相談日（発行日）から1ヶ月以内に当法律相談センターで運営する立川又は八王子の相談所で無料相談を受けることができます。

当法律相談センターでは、多摩地区市民の皆様のお力になれるように、様々な取り組みをしています。ご意見ございましたら、東京三弁護士会多摩支部までお寄せください。

平成25年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 高木 敦子

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

中小企業支援プロジェクトチーム

弁護士
田崎 博実

東京三弁護士会多摩支部で、中小企業支援プロジェクトチーム（P T）が発足し、今年4月から活動を開始しています。弁護士による中小企業支援としては、これまで、ひまわりほっとダイヤル（0570-001-240）が設置されていますが、P Tは、中小企業に対するより本格的な支援体制を実現するべく、発足しました。

平成21年の総務省・経済センサス調査によれば、多摩地域の事業者は、13万を超えます。そして、資本金3億円以下の法人（第一種産業＝農業を除く。）についてみても、多摩地区には約4万7000の法人があるとみられています。こうした数字ひとつとっても、ここ多摩支部に中小企業の活動を支援する拠点を作る必要性があります。

P Tの具体的活動内容としては、中小企業向けの法律相談会の企画や中小企業法務の調査研究などを予定しています。もちろん、一口に中小企業の支援といつても、弁護士を通じた法務分野の支援だけで足りるものではありません。税務や資金調達、あるいは海外進出支援といった幅広い分野での支援が必要になります。そこでP Tでは、法務部門を中心に中小企業支援のワンストップサービスを実現するべく、多摩地区の商工会・商工会議所、金融機関、税理士といった中小企業支援機関と連携し、幅広い知見を多摩支部に集約することも目指しております。

P Tが目指す中小企業に対する本格的な支援を実現するためには、中小企業法務の調査研究が不可欠です。とくに今年は、金融機関に中小企業の債務負担軽減の措置をとる努力を求めた中小企業金融円滑化法が終了します。金融庁によれば、平成24年9月末までの実績で、中小企業金融円滑化法を利用した事業者は、360万件を超しているそうです。中小企業金融円滑化法の終了により、ただちに倒産が急増することはないにしても、相当数の中小企業者に影響が生じることは避けられません。そこで今年度、P Tでは、中小企業向けの事業再生を重点課題として活動していく予定です。

P Tでは、毎月1回、弁護士を中心とした勉強会を開催する予定です。今年度は、中小企業向けの事業再生を重点課題としたことから、勉強会のテーマも事業再生を中心となります。近年は、中小企業再生ファンドの登場や、中小企業再生支援協議会の設立など、中小企業向け事業再生の制度が次々と完成しています。中小企業に対し専門性の高い支援事業を行い、今後の中小企業支援施策の中核的な担い手として位置づけられている中小企業経営革新等支援機関の認定も進んでいます。中小企業の事業再生に関与する弁護士には、専門性の高いデューディ

リジェンス作業が求められているところです。そこでP Tの勉強会では、金融機関や税理士をはじめとするさまざまな中小企業支援機関にオブザーバー参加を求めながら、事業再生分野における弁護士の役割を調査研究していくことになります。

このほか、中小企業向けの法律相談会も企画します。そこで受け付けられる相談は、中小企業金融円滑化法終了ということもあって、事業再生に関するものが多くなるでしょう。こうした問題へは、多摩支部として万全の支援体制を準備します。また、中小企業が抱えている問題は、事業再生に限らず、会社設立、売掛金回収、労働法務、取締役会・株主総会の運営からM & A、海外進出など様々です。そこでP Tでは、事業再生の問題だけでなく、多摩支部の弁護士が、中小企業が抱えるあらゆる問題に対応するべく、幅広く調査研究活動を展開していく予定です。この際にも、それぞれ関係する分野での専門家と連携をとっていきたいと考えています。そして将来的には、商工会・商工会議所といった中小企業支援機関に、多摩支部から弁護士を派遣し、無料法律相談会やセミナー、講演会の企画を提案できる体制を作ることも考えております。

中小企業は、国内の全企業数の99.7%を占め、全国の労働者約4000万人のうち、約7割が中小企業に勤務しています。中小企業が社会経済に与える影響は極めて大きい一方で、日本弁護士連合会による「中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」によると、中小企業の約半数が弁護士の利用経験がなく、法的問題にまきこまれたことがある中小企業でも、弁護士に相談して解決したというのは44.4%にとどまったそうです。この数字は、中小企業に対するリーガルコンサルティングの必要性は極めて高いにもかかわらず、これまで弁護士業界が十分なサービスを提供できていなかったことを物語ります。ここ多摩地区的経済も、中小企業が担っていると言って過言ではないでしょう。その多摩地区で、弁護士がより本格的な中小企業向けのリーガルサービスを実現するべく、本P Tを発足させたことには、大きな社会的意義があるものと考えます。

日弁連が中小企業向けの法律相談窓口である「ひまわりほっとダイヤル」を設置したのは、平成22年です。中小企業法務は、まだ研究が始まったばかりで、このP Tを全国の中小企業法務の最先端とする目標もあります。そこで関係諸機関におかれましては、今後の東京三弁護士会多摩支部・中小企業支援P Tの活動に対し、一層のご指導をお願いしたいと思います。

弁護士子どもの悩みごと相談

弁護士 山本 明日香

東京三弁護士会多摩支部では、昨年6月から「弁護士子どもの悩みごと相談」を実施しています。今回は、この相談についてご紹介します。

同級生からいじめにあって学校に行くのがつらい…

近所の子が虐待されてる？

子どもが携帯電話のゲームサイトを使つたら
多額の請求が来た！

◎子どもしか相談できないの？

子ども本人だけでなく、親や周りの大人的など、
子どもに関わる相談であれば誰でも利用できます。

◎どうすれば相談できるの？

電話相談を、毎週水曜日の14時から17時（祝日・年末年始を除く）に実施しています。また、面接相談も行っていますので、電話相談の際にご相談下さい。その時に、ご希望を聞いた上で、面接相談の日にちや場所を決めることがあります。

◎お金は掛かるの？

電話相談は無料です。また、面接相談をすることになった場合、初回の面接相談も無料です。相談の結果、弁護士が事件の依頼を受けて代理人として活動する場合は有料ですが、この場合も弁護士費用を援助する制度（日本弁護士連合会子どもの人権援助制度など）があり、子どもには極力負担がかからないような工夫がなされています。

では、実際に寄せられる相談例をもとに、どのような解決方法があるのかを見てみましょう。

◎例えば…

☆いじめ クラスが変わってから同級生から無視されたり悪口を言われたりするようになり、毎日学校に行くのがつらくて「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話しました（Aさん・小5女子）。→相談を受けた弁護士は、Aさんの話を受け止め、Aさんの気持ちを良く聞いた上で、代理人となって学校に申し入れをしました。その結果、学校が、いじめていた子とクラスを分けるなどしてくれたため、いじめが止みました。

※いじめの被害者だけでなく、加害者になってしまった子ども、加害者だと疑われてしまっている子どもやその親などからの相談も受け付けています。

☆虐待 両親から「お前なんかいらない」と言われ、



〈切り離してご利用ください。〉

◎誰が対応してくれるの？

子どもに関する問題についての研修を受けた弁護士が対応します。弁護士は法律に詳しい裁判や交渉の専門家です。さらに、子どもに関する問題には、子ども特有の難しさがありますので、その対応について専門的研鑽を積んでいる弁護士が、悩みごとを聞いて、法律に照らし、また裁判や交渉の経験を生かして、相談者と一緒に一番良い解決方法を考えます。

◎どんなことが相談できるの？

子どもの人権に関わる相談であれば、どんなことでも構いません。内容によっては、解決の力になってくれる適切な他の相談窓口を紹介します。

電話相談では、相談者が名前を言いたくなければ言わなくても大丈夫です。電話を切りたくなったら、いつでも切って構いません。

相談者の秘密は守りますので、相談した内容は誰にも知られることはできません。ぜひ、お気軽にお電話ください。

殴られました。私だけ食事をさせてもらえなかったり、寒い夜に家の外に出されてふるえていたりしたこともありました（Bさん・小4女子）。

→家庭内での子どもに対する虐待

は、近時報道が増加しており社会的関心も高くなっています。Bさんは、勇気を出して「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話をしました。電話を受けて話を聞いた弁護士は、Bさんがどうしたいのかをよく聞きました。地域の児童相談所や子ども家庭支援センターなどの関係機関とも連携を取った上で、Bさんの気持ちを両親に伝えたり、Bさんがどうしたいかを児童相談所の職員に代わりに話すなどして、結局Bさんは両親と離れて安全な場所で暮らすことになりました。

☆ネット被害 無料だと思って携帯電話のゲームサイトでアイテムを購入したら、親のところに高額の請求

〈次ページへ続く〉

学校でのこと、家でのこと。大人とのこと、友だちとのこと。
いやなこと、やばいこと。聞いてもらいたいこと。
ちょっとだけ話したいこと。何とかしてほしいこと。
あなたのなやみごとなら何でも。

弁護士の相談がほかの相談とちょっとちがうのは、
交渉や裁判のプロというところ。まずは電話してみて。

- 約束**
- ◎名前を言いたくなければ言わなくても大丈夫です。
 - ◎あなたが相談したことは誰にも知られません。
 - ◎いつでも電話を切っていいです。
 - ◎弁護士があなたと一緒に良い解決方法を考えます。
 - ◎お金の心配はいりません。

〈前ページから続き〉

求がきてしまい、困ってしまいました（C君・中2男子）。

→インターネットやスマートフォン等の普及に伴
い新しく出てきた問題です。相談を受けた弁護
士が、消費者生活センター等と連携を取りながら、直接請求をして
きた業者と交渉しました。その結果、アイテムの購入契約を取り消
す事ができ、代金の支払いをしな
いですみました。

☆両親の離婚 両親の仲が悪く、お母さんが家を出て
行ってしまいました。裁判所で離婚の話をしている
ようですが、今どんなんことになっているのか分かり
ません。もし、両親が離婚することになったら、僕

高齢者の消費者被害

弁護士 鈴木 麗 加

平成23年7月から八王子消費生活審議会の委員を務めさせていただいております。そのため、本稿では、主に八王子市のデータを例に取り上げながら、増加傾向にある高齢者の消費者被害についてご報告させていただきます。

平成23年4月、八王子市において、市及び事業者の責務や消費者の役割を明確にした「八王子消費生活条例」が施行されました。同条例では、市が実施する消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、八王子市消費生活基本計画を策定することとしており、同年7月、八王子消費生活審議会は、市長から、基本計画のあり方について諮問を受けました。審議会委員は10名で、市民委員や学識経験者等で構成されています。

平成23年7月から12月にかけ、4回の審議会が開催され、同年12月に、「八王子市消費生活基本計画のあり方」について、審議会としての答申を行いました。同答申に基づき、まず素案が策定され、パブリックコメントを経て、平成24年3月、正式な「八王子市消費生活基本計画」が策定されました（以下、「基本計画」）。多摩地域では初めてのことです。

「基本計画」は、八王子市のホームページにおいて公

と妹はこのままお父さんと住むことになるのでしょうか。お母さんとはもう会うことはできないのでしょうか（D君・中1男子）。

→電話相談を受けた弁護士は、D君の気持ちを聞き、裁判所で今行われている手続について説明をしました。D君のお父さんやお母さん、裁判所にD君の気持ちや悩みを伝える方法と一緒に考えていくことになり、電話相談だけでなく、続けて面接相談をする約束をして、日にちと場所を決めました。

☆退学 友達とけんかしたことが原因で、高校の先生から退学届を出すよう迫られています。僕は、学校を辞めたくありません（E君・高1男子）。

→E君は退学届を出す前に「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話をしました。相談を受けた弁護士が、E君を代理して何度も学校と話し合いを重ね、E君は結局退学せずに済みました。



以上、ご紹介した内容は一例にすぎません。この他、非行に走ってしまった子どもの相談や、親権についての相談など様々な相談を毎週お受けしています。子どもに関する悩みごとがありましたら、是非ご相談下さい。

開かれています。そして、このなかの「八王子市消費生活センターにおける相談状況」によれば、八王子市の場合、平成18年度以降、60歳以上の相談件数が明らかに増加傾向にあることが判ります。

契約当事者の職業別に相談件数を見ると、「無職」の相談件数が、平成21年度の774件から平成22年度には895件と件数が増加しており、しかもそのうち約7割が60歳以上なのです。退職後の高齢者の相談件数が増加していることが見て取れます。さらに、契約当事者が70歳以上の場合は、預貯金・証券等の金融取引被害が圧倒的に多いことが判ります。

そもそも八王子市の人口統計を見ると、65歳以上の人口が増加傾向にあります。「基本計画」の期間である平成24年度から平成28年度までの人口推計をみると、平成28年度の「65歳以上人口」は平成24年度に対し約2万人増加すると推定されています。高齢化率については、平成24年度に21.7%、平成28年度には24.6%まで上昇するとも見込まれており、「基本計画」の最終年度の平成28年度には約4人に1人が高齢者という状況を迎えるという状況になるのです。

「基本計画」でも、高齢者が何らかの消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まることを前提に、高齢者にも適格な情報が行き渡るよう、充実した消費者教育に取

り組む必要性が明記されました。たとえば、「民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設などと連携した仕組み作りを構築し、啓発活動を充実させること、「情報が得にくい高齢者のために、公の施設だけではなく民間施設への啓発冊子の配備などを推進」することなどです。要するに、施策の力点は、主に「事前の被害予防」に置かれています。後述のとおり、昨今被害回復が困難な悪質な消費者被害が後を絶たず、何よりも「転ばぬ先の杖」即ち「事前の被害予防」が重要なのです。

上記の傾向は、何も八王子市に限られることではありません。高齢者の消費者被害に関する相談件数の増加は、全国的な傾向として見受けられます。国民生活センターによれば、全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談の件数は、2004年度に10万件を超える、2011年度は約15万件で、全体の相談件数の約17%を占めています。また、2011年度の契約当事者70歳以上の相談を販売方法・手口別に見ると、電話勧誘販売(17.3%)、家庭訪問販売(15.5%)、利殖商法(8.6%)、被害にあった人を勧誘する(二次被害)(5.4%)、次々販売(3.4%)、当選商法(2.9%)、インターネット通販(2.7%)、無料商法(2.2%)、販売目的秘匿(2.0%)、点検商法(1.8%)となっています。

高齢者の消費者被害に関する相談を受ける機会は、私自身も近年増加していると実感しております。しかも高額の被害が少なくないのです。たとえば、いきなり80歳の女性の自宅に、業者が訪問し、投資ファンドなるもの

の勧誘がなされ、最初は断っていたが、断れきれずに数十万円を出してしまった、途中から損を取り戻すためにはさらに金額が必要と言われ、必死に定期預金などを解約し、家族が気づいたときには、既に数千万を現金で渡してしまったがどうしたらよいかなどの相談です。

平成20年6月、振込み詐欺救済法(正式名称は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」)が施行されました。したがって、振り込みによる被害については、口座凍結のための情報提供等を行い、凍結口座に残高があれば、一定の被害回復につながります。

しかし、現金で手渡し、相手の業者がヴァーチャルオフィスで連絡も取れなくなつたということになると、被害回復は困難を極めます。最近は、警察が積極的に捜査を続けてくれる場合もあり、登記簿上の取締役とは異なる黒幕が逮捕されるという報道もあるから、容易に被害回復を諦めるべきではありませんが、それにしても、特に高齢者の消費者被害事件を扱っておりますと、事後救済では限界があると痛感せざるを得ません。何よりも事前の予防が不可欠であると思います。

立川法律相談センター(TEL 042-548-7790)では、毎週水曜日午後に、消費者被害に関する法律相談を実施しています。架空請求等に関する法律相談もあり、専門家である弁護士から「支払う必要なし」との助言を得ることで、確実に、未然の被害防止につながります。もっともっと気軽に弁護士会の消費者相談を利用いただき、事前の被害予防にも役立てていただきたいと思っています。

生活保護制度と申請手続きについて

弁護士 杉野 公彦

1 生活保護とは

生活保護制度とは、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です(生活保護法1条)。日本国憲法第25条ですべての国民に保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具体化する制度です。

また、現在の保護法は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国籍の方にも準用するようになりました。

2 生活保護の内容

生活保護には8つの扶助があり、必要に応じて各扶助が行われます。

- (1) 生活扶助 日常生活に必要な費用を支給します。
特定の世帯には加算があります(母子加算等)。
- (2) 住宅扶助 アパート等の家賃の扶助です。
- (3) 教育扶助 義務教育を受けさせるために必要な学用品等の扶助です。
- (4) 医療扶助 医療サービスの扶助です(直接医療機

関へ支払われます)。

- (5) 介護扶助 介護サービスの扶助です(直接介護事業者へ支払われます)。
- (6) 出産扶助 出産費用の扶助です。
- (7) 生業扶助 就労に必要な技能の修得等にかかる費用の扶助です。
- (8) 葬祭扶助 葬祭費用の扶助です。

3 生活保護の申請の窓口

生活保護の申請の窓口は、現在お住まい(住民登録地でなくても大丈夫です)の地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。

4 生活保護を受けるための要件

生活保護は世帯単位で行い、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されることになります。

- (1) 持ち家がある場合は?

持ち家に住んでいても生活保護を受けることはできますが、住宅ローンが残っている場合、受けられない場合があります。

〈次ページへ続く〉

〈前ページから続き〉

(2) 働ける人の場合は?

働くことが可能な方は、その能力に応じて働くことが求められます。ただ、能力があっても仕事を見つからない方は生活保護を受けることができます。また、現在仕事をしていても、収入の手取り金額が生活保護で保障されている基準額より少ない場合は、生活保護を受けることができる場合があります。

(3) 扶養義務者がいる場合は?

生活保護の申請をすると、担当部署より申請者にとって3親等以内の親族に対し、『扶養照会』という通知文が届きます。

ただ、親族の方にも生活がありますから、照会はあっても、親族が扶養を強制されることはありません。親族等から仕送りがあれば、その分生活保護費は減額されます。

5 生活保護手続きの申請

本来は保護受給の資格があるにもかかわらず保護を利用できない人の多くは、窓口で「相談扱い」で追い返されてしまうこと(いわゆる「水際作戦」)が多いからです。

これを防ぐには、確実に「保護の申請」をすることが必要です。

保護の申請をすれば、実施機関は、必要な調査をした上で、申請から14日以内に保護の要否や程度等を決定し、申請者に書面で通知しなければなりません。

この保護の申請は、申請意思が客観的に明確であれば、口頭の意思表示であっても可能です。しかし、後の争いを避けるために書面で意思表示した方が無難です(一応書式もありますが、もともと申請は不要式行為ですので書面で用意いただければ、大丈夫です。)。

6 弁護士の活用

生活保護の受給資格がありながら拒絶される等、自ら

申請することに支障がある方など受給に困難を来している方で、①65才以上の高齢者、②障がい者③ホームレスの方④その他精神的・身体的病気、施設入所中であること、安定した住居を有しないこと等のため、生活保護を自ら申請することに困難を来している方は、弁護士を利用しての生活保護申請もあります。

日本弁護士連合会(日弁連)が日本司法支援センター(法テラス)に委託して実施する「自主事業」の一つとして生活保護申請に関する援助事業があり、弁護士が、上記の方の代理人として、生活保護の申請を行うことがあります。援助を希望する方の費用負担はありません。

7 弁護士会多摩支部の活動

—多摩支部貧困問題PTのご紹介

弁護士会多摩支部では、平成23年に貧困問題対策PT(プロジェクトチーム)が発足し、これまで会員の生活保護に対する理解を深める研修会の実施、無料定額宿泊書に入所なさった方との懇談会、福祉事務所職員をお招きして意見交換を行う学習会を開催し、さらに、PTメンバーを中心として生活保護に関する電話相談である「生活保護110番」を実施し、多数の方々から電話をいただきました。

また、昨今の生活保護バッシングにより、生活保護制度や生活困窮者への偏見が助長され、市役所で水際作戦が強化され、その上、政府はこの機に乗じて生活保護基準の切り下げを現実に進めようとしています。

このような現状のもと、多摩地域においても生活困窮者が増加している実態に鑑み、多摩支部貧困問題対策PTでは、弁護士による生活保護専門相談を実施すべく準備しております。この相談は、会員弁護士が生活に困窮した方々からの相談を受け、必要に応じて生活保護申請の同行等をすることを目的としております。

近い将来の相談窓口開設を目指しておりますが、現在でも、弁護士会法律相談において生活保護に関する相談は可能ですので、ご利用下さい。

離婚について

弁護士 真野文恵

1 離婚の手続

離婚の手続は、大きく分けて、①協議離婚、②調停離婚、③審判離婚、④裁判離婚があります。

当事者双方で離婚の協議が整う場合には、離婚届用紙に当事者双方署名・押印し、市町村役場に届け出れば協議離婚が成立します(但し、親権者指定については3(1))。

当事者双方で協議が整わない場合には、家庭裁判所に離婚調停の申し立てを行い、調停手続の中で話し合いをすることになります。調停の成立によって効力が発生する離婚が調停離婚です。

調停手続で話し合いを行っても合意ができず、調停が不成立又は取下げで終わってしまった場合には、家庭裁判所に離婚訴訟を提起することになります。離婚訴訟において、判決又は訴訟上の和解によって成立する離婚が裁判離婚です。

離婚訴訟を提起する場合には、原則としてまず家庭裁判所に調停の申し立てをしなければならず(調停前置主義)、調停を経ないで訴えを提起すると、家庭裁判所の調停に付されることになります。

なお、審判離婚は現在ほとんど行われていません。

2 離婚原因(民法770条1項)

民法では、離婚原因として、①不貞行為(1号)、②悪意の遺棄(2号)、③3年以上の生死不明(3号)、④強度の精神病(4号)、⑤その他婚姻を継続し難い重大

な事由（5号）を挙げています。この中で、特に問題となることが多いのは⑤です。

「その他婚姻を継続し難い重大な事由」とは、婚姻関係が破綻し回復の見込みがないことをいいます。

①暴行・虐待

配偶者からの身体的暴力・虐待行為は、5号に該当すると判断されることが多いといえます。但し、暴力の程度によっては、他の不貞、暴言、侮辱等の事情を総合考慮して5号に該当すると判断される場合もあります。

暴行によりけがをした場合は、診断書、写真などを証拠として確保しておくことが有効です。

暴言・精神的虐待も5号に当たる場合があります。但し、暴言・精神的虐待の客観的な証拠を集め必要があります。

②ある程度長期間の別居

ある程度長期間別居しているという事実があれば、そこから破綻を事実上推定することになります。「ある程度長期間」というのは、5年というのが1つの基準のようです。また、「ある程度長期間の別居」と言えるかどうかは、婚姻期間との比較も重要です。

さらに、別居期間としては比較的短くても、別居に至る事情、原因やいきさつ等から破綻を推定するという場合もあります。

③有責配偶者からの離婚請求

有責配偶者からの離婚請求は従来認められませんでしたが、最高裁は、下記の3要件があれば有責配偶者からの離婚請求も認めることとしました。

ア 相当長期間の別居

「相当長期間」とは、事案にもよりますがおむね10年を超えている場合を想定しています。但し、最近は短期化の傾向があり、7、8年程度の別居期間でも有責配偶者からの離婚を認めた判例も出てきています。

イ 夫婦間に未成熟の子がないこと

ウ 相手方の配偶者が離婚によって精神的、社会的、経済的に苛酷な状態に置かれるといった事情がないこと（苛酷条項）

苛酷条項は、双方の職業、収入、生活状況、婚姻費用分担金を支払ってきたか、離婚給付としてどの程度の申し出をしているか等を考慮してその有無を判断します。

3 異婚に伴う子の問題

(1) 親権者の指定

夫婦が離婚する場合、両者間に未成年の子がいるときは夫婦の一方を親権者として指定することが必要となります。

従って、夫婦間で離婚の合意はできいても、親権者指定の合意ができていなければ協議離婚の届出はできませんので、離婚調停の申立てと合わせて親権者指定の申立てをすることになります。

(2) 監護権者の指定

本来、親権に含まれる監護権（身分上の養育保護、すなわち子の心身の成長のための教育及び養育を中心とする権利義務）を親権と切り離して、監護権者と親権者を別個に定めることができます。

(3) 養育費

養育費とは、未成熟子が社会人として独立自活ができるまでに必要とされる費用をいいます。

養育費の算定は、裁判官、調査官等が中心となって作成したいわゆる「算定表」を活用し、これを基準として算定されることが多いっています。但し、「算定表」はあくまで標準的な養育費を簡易迅速に算出することを目的としたものであり、最終的な養育費の額は、各事案の個別的要素を考慮して定まることがあります。

4 異婚に伴う金銭給付

(1) 財産分与

財産分与権とは、離婚した者の一方が相手方に対し財産の分与を求める権利をいいます。

①財産分与権の要素

財産分与権は、夫婦が婚姻中に協力して蓄財した財産の清算（清算的財産分与）、離婚後の経済的弱者に対する扶養料（扶養的財産分与）、相手方の有責な行為により離婚を余儀なくされたことについての慰謝料（慰謝料的財産分与）の要素が含まれています。以下、清算的財産分与について説明します。

②清算的財産分与

ア 対象財産の対象たる財産

清算的財産分与の対象となる財産は、共有財産（名実ともに夫婦の共有に属する財産）、及び実質的共有財産（名義は一方に属するが夫婦が協力して得られた財産）です。

従って、例えば一方が親から相続した遺産などの特有財産は原則として財産分与の対象になりません。

イ 対象財産の範囲と評価の基準時

対象となる財産の範囲は、一般的には夫婦の協力関係が終了した別居時を基準とし、時価評価の基準は口頭弁論終結時とされています。

ウ 夫婦間の清算割合

従来は、共働き夫婦の場合と専業主婦の場合とに分け、共働き夫婦の場合は2分の1が多く、専業主婦の場合は3～4割という傾向がありました。

しかし、最近では、共働き夫婦であると専業主婦であるとを問わず、原則として清算割合を2分の1とするようになってきています。

(2) 慰謝料

離婚に伴う慰謝料は、離婚によって被る精神的苦痛による損害賠償です。

精神的苦痛を感じさせるに違いないと考えられるような客観的・外形的事実を主張することが必要であり、主張を裏付ける証拠が必要となります。

法律相談センターのご案内

ホームページへは“東京三弁護士会多摩支部”で検索して下さい。

法律相談は電話予約制です。受付時間：月曜日～土曜日(祭日を除く)午前9時30分～午後4時30分

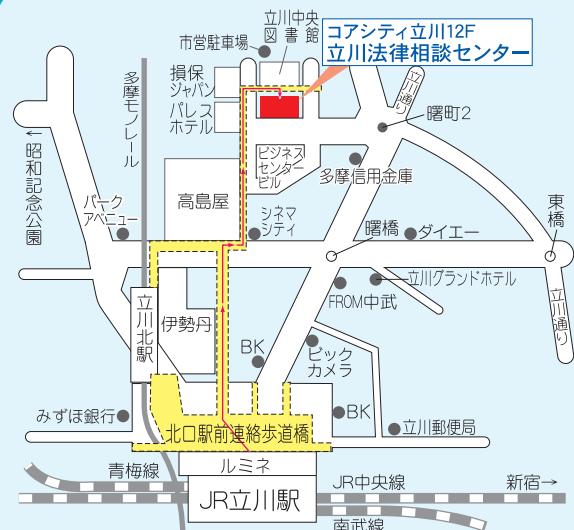
立川法律相談センター

〒190-0012 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790

相談日 月曜～土曜日(祭日を除く)
午前10時～12時、午後1時～3時30分
専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい。

消費者問題相談 **労働問題相談**



※JR立川駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540

相談日 月・火・木・土曜日(祭日を除く)：午前10時～12時
月曜～土曜日(祭日を除く)：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい

法律相談料金 30分以内 **5,250円**(消費税込) ※延長15分につき2,625円(消費税込)

■クレジット・サラ金法律相談 30分以内 **無料** ★高い利子で払い過ぎていませんか？
お気軽にご相談下さい。

一般相談

■相続・遺言 **■離婚問題** **■土地建物の借地・借家** **■刑事事件など**

その他の法律相談

■消費者問題相談 (立川法律相談センター)

毎週水曜日 午後1時～3時30分(祭日除く)

■労働問題相談 (立川法律相談センター)

〈労働者側〉 毎週火曜日 午後1時～3時30分(祭日除く)

〈使用者側〉 毎週木曜日 午後1時～3時30分(祭日除く)

■高齢者・障害者専門法律相談
■ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。

TEL 042-548-1190

受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9:30～12:00、午後1:00～4:30

■犯罪被害者支援相談

初回は電話相談です。

TEL 042-548-3870

受付：毎週火曜日(祭日除く)
午後1:00～4:00

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

■弁護士子どもの悩みごと相談

初回は電話相談です。

TEL 042-548-0120

受付：毎週水曜日(祭日除く)
午後2:00～5:00

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。